

1

事業概要及び測量説明会

小平都市計画道路3・4・10号小平大和線

小平市小川東町五丁目から小川西町四丁目まで

小平市都市開発部

2

本日の説明内容

- 1 挨拶・職員紹介
- 2 都市計画のあらまし
- 3 道路整備の流れ
- 4 事業概要
- 5 現況測量・用地測量
- 6 今後のスケジュール
- 7 質疑応答

3

1 挨拶・職員紹介

4

2 都市計画のあらまし

◆都市計画道路とは

都市計画道路は、都市計画法に基づいて、位置・経路・幅員などが定められた都市の骨格となる道路です。

市内の都市計画道路は24路線45,910mです。
主な路線に、あかしあ通り、新小金井街道、小金井街道、府中街道などがあります。

◆小平市の状況

平成29年3月末現在の整備率は43.1%であり、計画的な整備の推進が課題となっています。

◆東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)

第四次事業化計画は、平成28年3月に策定された、東京全体の都市計画道路の「事業化計画」です。

これにより、平成28年度から平成37年度までの10年間で優先的に整備する路線(優先整備路線)が選定されました。

市内では、小平3・4・10号線を含む6区間約3.2kmが、優先整備路線に選定されています。

市内の優先整備路線

施行者	路線名	区間	延長
東京都	小平3・3・3号線	西東京市境 ～花小金井南町二丁目(せいふ通り)	870m
東京都	小平3・3・3号線	小平3・4・17号線(小金井街道) ～小平3・4・7号線(新小金井街道)	1,180m
小平市	小平3・4・10号線	小平3・4・21号線(富士見通り) ～市道第A-61号線	530m
小平市	小平3・4・19号線	小平3・4・14号線(東京街道) ～東久留米市境(大沼通り)	460m
その他	小平3・4・12号線	小川駅～小川西町四丁目 ※交通広場 約3,200㎡	40m
その他	小平3・4・19号線	小平駅 ～小平3・4・14号線(東京街道) ※交通広場 約5,000㎡	90m

このほかに、地域のまちづくりの一環として、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業による小平3・3・3号線(府中街道～山王通り)の整備に向けた取り組みを進めています。

◆小平市都市計画マスタープラン 平成29年(2017年)3月

小平市都市計画マスタープランは、まちの将来像や目標、地域のまちづくりの方針などを示したものです。

小平3・4・10号線は、二中通りや中宿通りへの通過交通の減少や、踏切などによる渋滞を解消し、再開発事業による小川駅周辺的生活道路の改善とともに、安全、快適に通行できるまちづくりに寄与する路線として位置付けられています。



◆小川駅前周辺地区まちづくりビジョン 平成26年（2014年）2月

小川駅前周辺地区における課題を改善し、一層、魅力的なまちを形成していくため、市民参加により策定しました。「まちづくりの方針」として、「新たな幹線道路」である小平3・4・10号線の整備などが示されています。

まちの将来ビジョン



3 道路整備の流れ

道路整備の流れ（1 / 3）

①事業概要及び測量説明会の開催



②現況測量の実施



③用地測量の実施



④事業着手の手続き



道路整備の流れ（2 / 3）

⑤用地説明会の開催



⑥用地折衝・協議



⑦契約・補償金の支払



⑧物件移転



道路整備の流れ（3／3）

⑨工事説明会



⑩工事の実施



⑪道路の完成



4 事業概要

事業の概要

都市計画道路名	小平都市計画道路3・4・10号小平大和線
区 間	小平市小川東町五丁目から小川西町四丁目まで
延 長	約 530 m
幅 員	16.0m~33.5m
車線数	2車線
鉄道との交差の構造	西武国分寺線・拝島線と立体交差

路線の概要（全体図）



路線の概要（詳細図）



都市計画変更の内容



<計画幅員の変更> 16m~20.5m ⇒ 16m~33.5m
 アンダーパス部における自転車歩行者道や、上部の副道部
 における歩道を設置するために、計画幅員を変更しました。

副道について



生活道路として、南北方向の道路が使用されています。

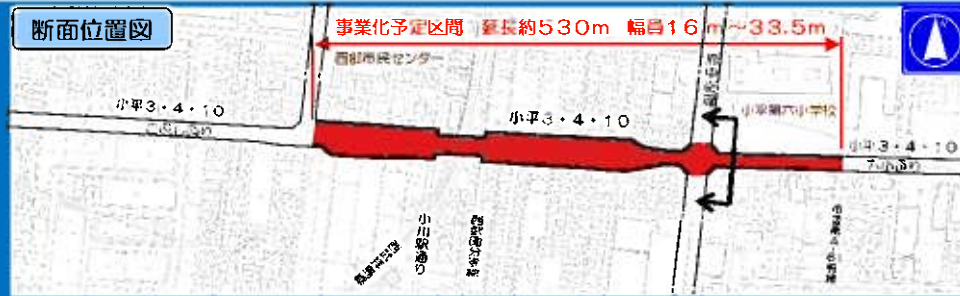
副道について



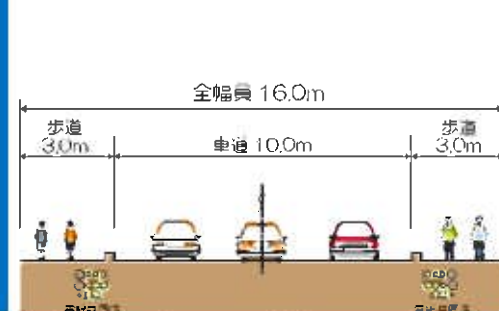
副道の設置により、南北方向の移動が確保され、東西方向の移動も円滑になります。



計画断面イメージ図



交差点部



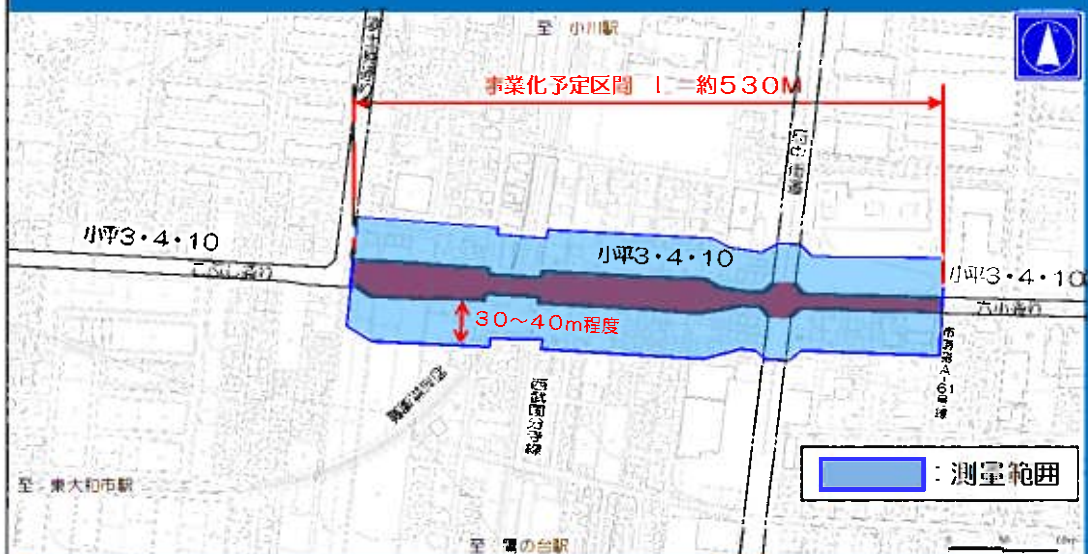
※幅員構成は、関係機関との協議により確定していきます。

主な整備効果

- 二中通り、中宿通りに進入する通過交通の減少による渋滞緩和
- 歩行者や自転車の安全性・快適性の確保
- 小川駅西口地区で取り組みが進む再開発事業と連携したまちづくりの促進
- 災害時の安全な避難路の確保による防災機能の向上

5 現況測量・用地測量

現況測量と用地測量の範囲



現況測量

現況測量について

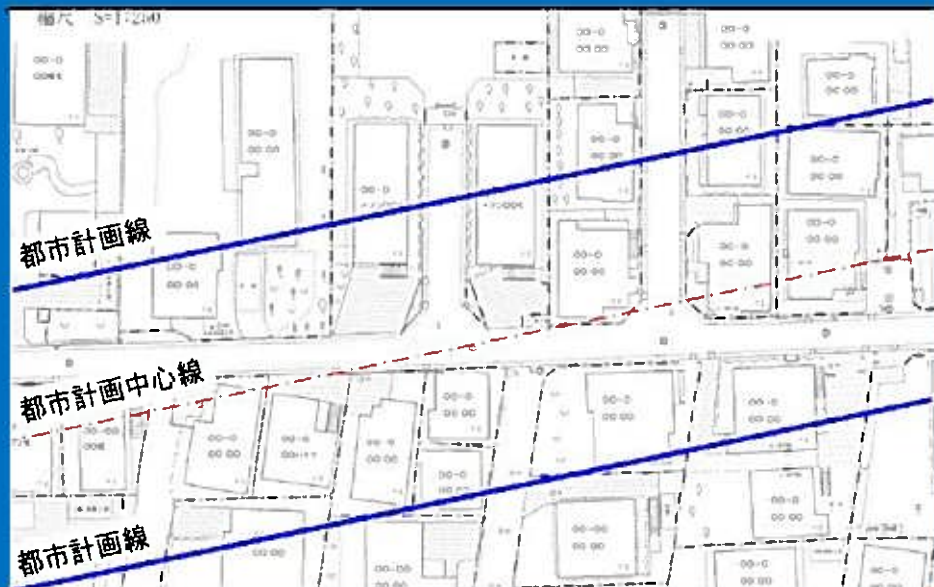
〈現況測量の目的〉

この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を現した「現況平面図」により、皆様の土地や建物と都市計画線との位置関係を明らかにするものです。

現況測量の流れ

- 1 測量の基準となる点の設置
- 2 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
- 3 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭の設置
- 4 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量
- 5 現況平面図の作成

土地や建物と都市計画線との位置関係を示した現況平面図（見本）



現況測量に伴う宅地、畑等への立ち入り

- 1 皆様方の土地や建物などの位置を測量する時
- 2 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭を現地に設置する時
- 3 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さを測量する時

皆様方の土地、畑等に立ち入る際には、あらかじめお声がけ等を致しますので、ご協力をお願い致します。

用地測量

用地測量の目的

この測量は、道路を整備するために
周辺の土地との境界を確認し、
道路として必要となる土地の面積を
求めることを目的としています。

用地測量の流れ

1 資料調査



2 境界確認



3 境界測量



4 計画線の現地表示



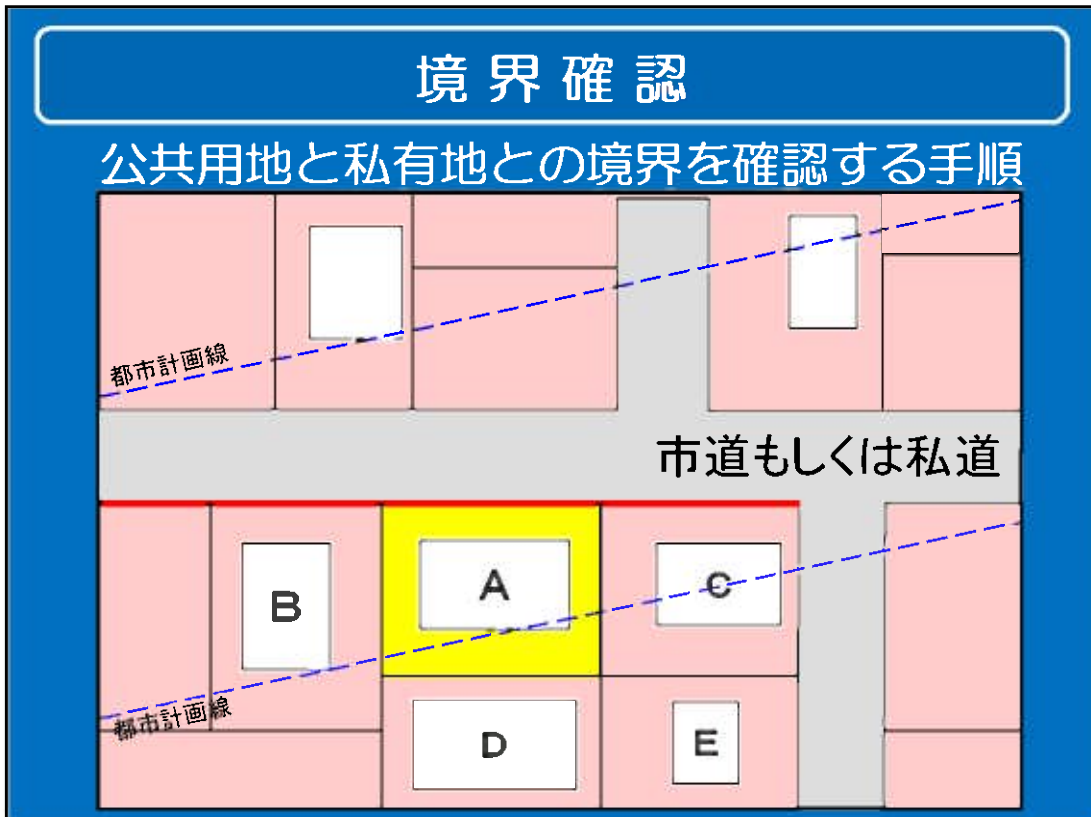
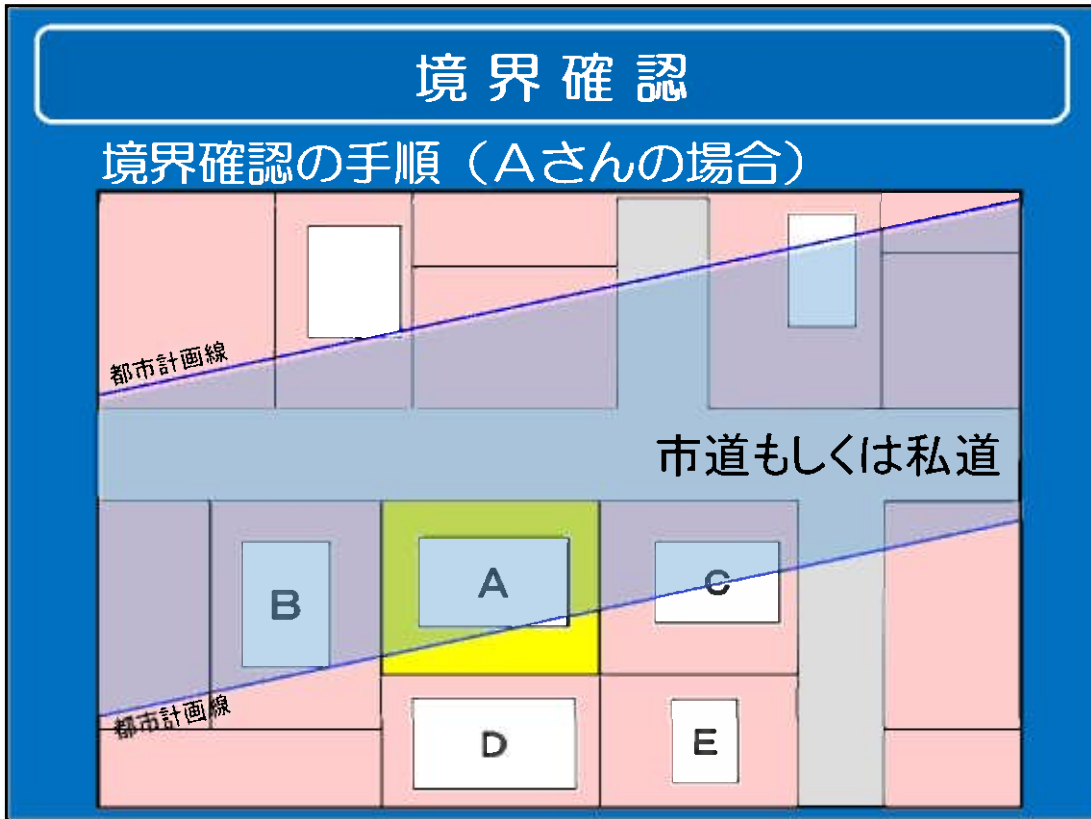
5 用地平面図の作成

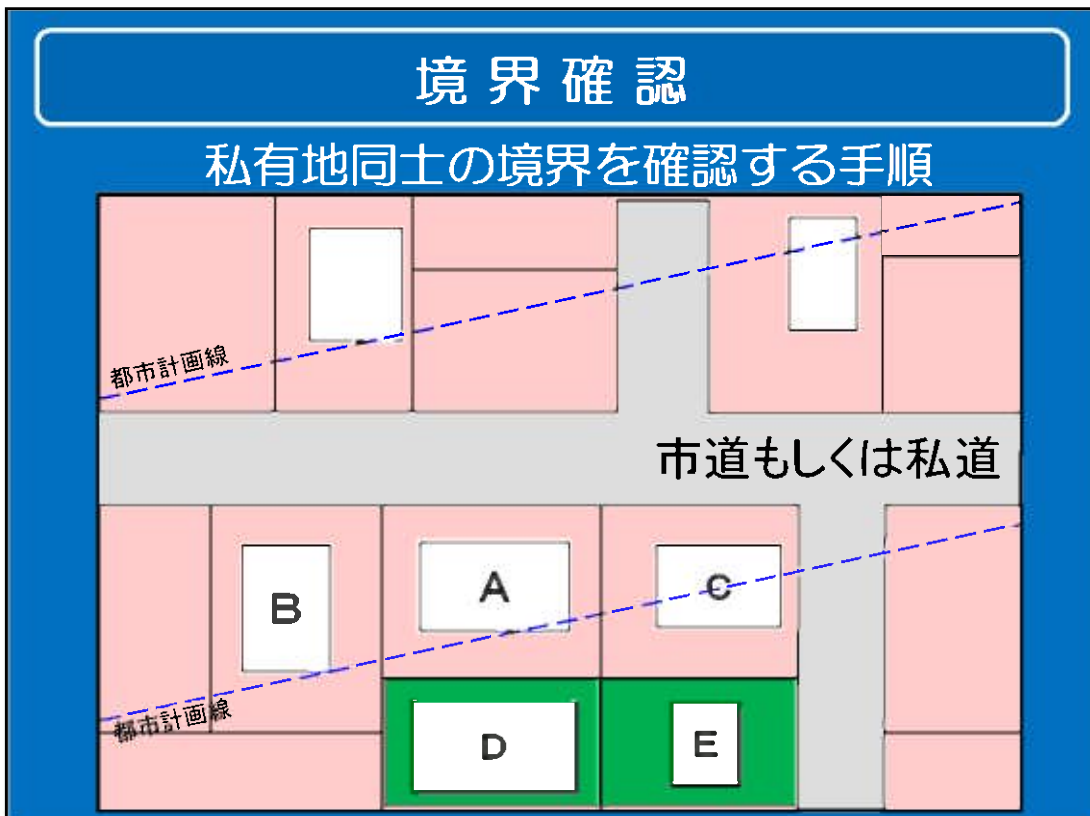
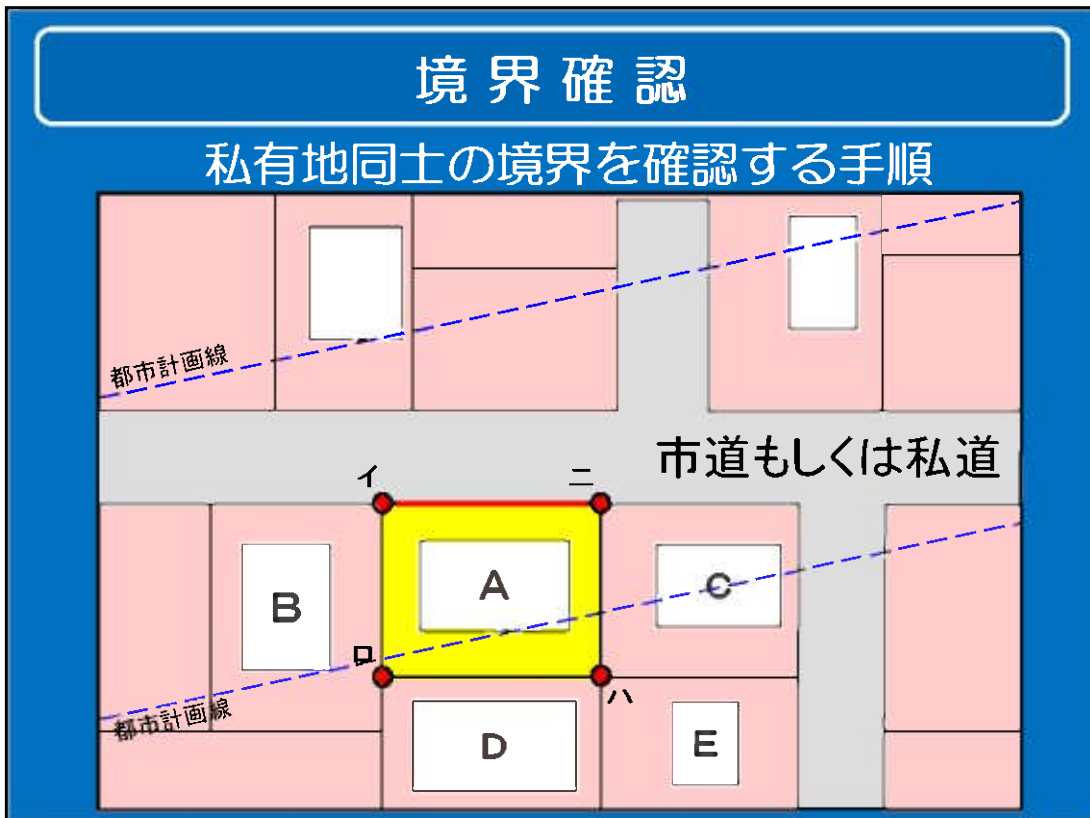
資料調査

- 1 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を法務局などから取得します。
- 2 道路・水路等の公共用地の資料を管理する市役所等で確認調査します。

境界確認

- 1 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
- 2 私有地同士の境界の確認





境界確認

- 皆様方の土地の境界は、隣接土地所有者の方と確認していただきます
- 境界点を確認しましたら、署名・捺印をお願いします
- 立会いのお知らせは、小平市より郵送にてご連絡します

用地測量の流れ

1 資料調査



2 境界確認



3 境界測量

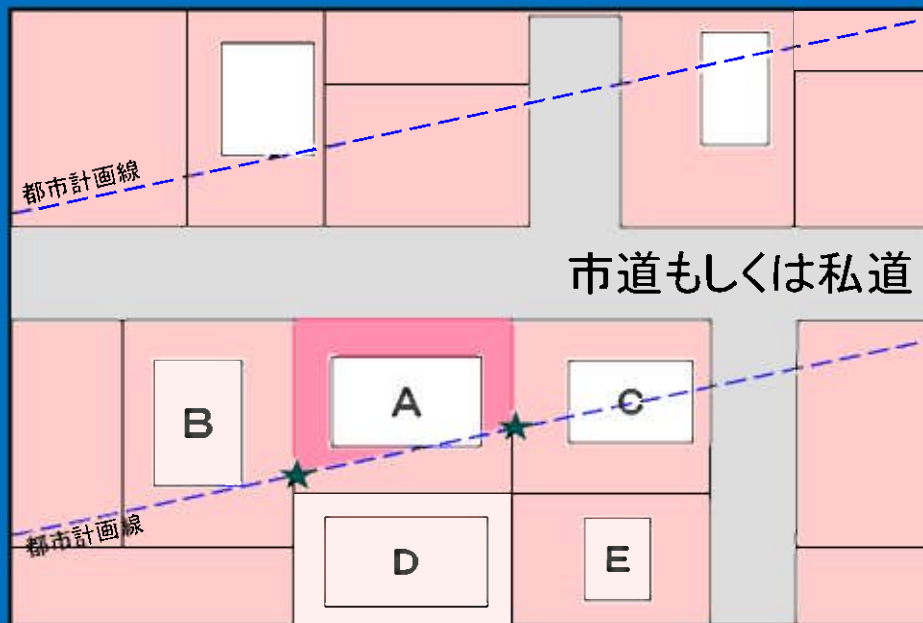


4 計画線の現地表示



5 用地平面図の作成

計画線の表示

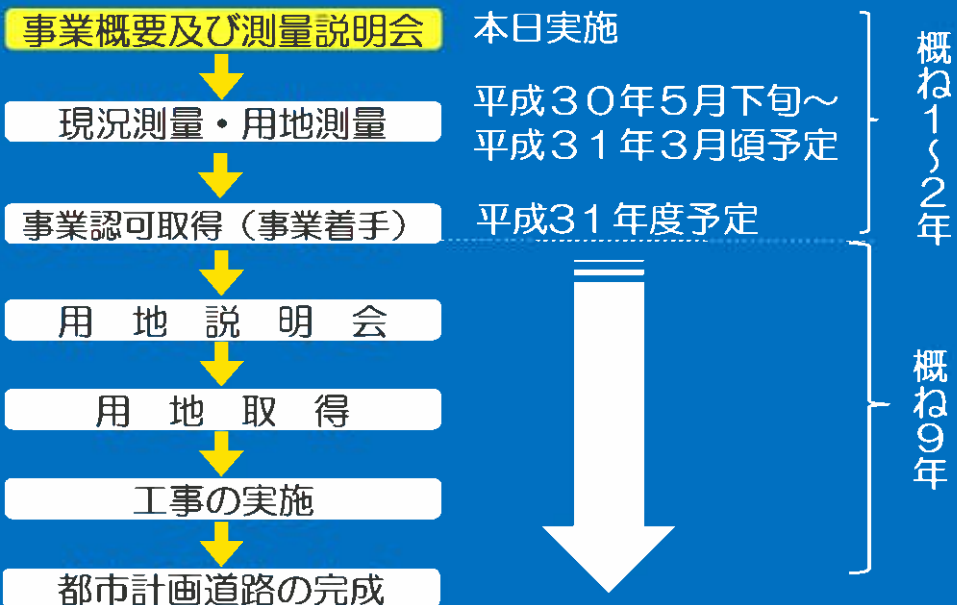


用地測量の実施

- 用地測量は市が委託した会社が行います
- 皆様の土地に立ち入る場合、事前におことわりします

6 今後のスケジュール

今後のスケジュール



7 質疑応答

※さしつかえなければ、「ご住所」と
「お名前」をお申し出ください。

お問い合わせ先

小平市 都市開発部 道路課

〒187-8701 小平市小川町2-1333

●事業に関すること

都市計画道路担当 電話 042-346-9828

●測量に関すること

測量担当 電話 042-346-9551